

もくじ

第1編 現代に生きるわたしたちの課題

1. 地球環境問題……………4
2. 資源・エネルギー問題……………14
3. 科学技術の発達と生命……………21
4. 日常生活と宗教・芸術……………27
5. 豊かな生活と福祉社会……………35

第2編 現代の民主政治と民主社会の倫理

第1章 日本国憲法の基本原理

第1節 近代民主主義の原理……………40

1. 近代民主政治のあゆみ……………41
2. 主要な人権宣言……………42
3. イギリスの政治制度……………43
4. アメリカ合衆国の政治制度……………44
5. 中国・ロシアの政治制度……………45

テーマ学習 独裁政治－ファシズム……………46

第2節 日本国憲法の成立……………47

1. 大日本帝国憲法の成立……………47
2. 日本国憲法の成立……………49

テーマ学習 国民投票法が成立……………51

第3節 基本的人権の保障……………52

1. 日本国憲法の人権保障……………53
2. 自由権(1)－人身の自由……………54
3. 自由権(2)－精神の自由①……………55
4. 自由権(3)－精神の自由②……………56
5. 自由権(4)－経済的自由……………57
6. 平等権……………58

テーマ学習 国籍法「結婚要件」に違憲判決……………59

7. 社会権……………62

テーマ学習 生存権・朝日訴訟……………63

8. 参政権・請求権……………64

テーマ学習 国会賠償請求権・ハンセン病訴訟……………65

9. 新しい人権……………66

テーマ学習 個人情報保護法が施行……………68

10. 人権の国際的広がり……………70

第4節 平和主義と日本の安全保障……………71

1. 平和主義と憲法第9条……………72
2. 日本の防衛指針……………74
3. 自衛隊と日米安保……………76
4. 冷戦後の安全保障……………78

第2章 政治のしくみと現代政治

第1節 日本の統治機構……………80

1. 立法権と国会……………82
2. 行政権と内閣……………84
3. 司法権と裁判所……………86

テーマ学習 国民の司法参加……………89

4. 地方自治……………90

テーマ学習 動き出した「構造改革特区」……………92

第2節 国民の政治参加……………93

1. 政党と政党政治……………94
2. 選挙制度……………97

3. 日本の選挙の問題点……………99

4. 世論とメディア……………100

第3節 民主社会の倫理……………101

1. 生命の尊重と人間の尊厳……………101

2. 自由・権利と責任・義務……………103

- 第2編 政治用語解説……………104

第3編 現代の経済社会と経済活動のあり方

第1章 現代経済のしくみ

第1節 現代の市場と企業……………110

1. 市場機構と価格……………111

2. 市場機構の限界……………112

3. 企業のしくみ……………113

4. 現代の企業の動向……………114

テーマ学習 新「会社法」が成立……………115

第2節 財政と金融……………116

1. 財政の役割……………117

2. 租税……………118

3. 公債……………120

4. 金融のしくみ……………121

5. 日本銀行と金融政策……………122

第2章 経済の発展と国民生活

第1節 国民所得の動向と経済成長……………123

1. 国民所得とGNP……………124

テーマ学習 GDPって何?……………125

2. 経済の成長と景気変動……………126

3. 国富と国民生活……………127

テーマ学習 デフレに直面する日本……………128

第2節 戦後日本の経済発展……………129

1. 戦後の経済復興……………130

2. 高度経済成長……………131

3. 石油危機から安定成長へ……………132

4. バブル経済とその崩壊……………133

第3節 産業構造の変化……………134

1. 現代日本の産業構造……………135

2. 中小企業問題……………136

3. 農業・食料問題……………137

4. 日本の食料問題……………139

第4節 雇用の動向と労働問題……………140

1. 労働運動の始まり……………141

2. 労働基本権と労使関係……………142

3. 労働条件……………144

4. 雇用の動向……………145

第5節 公害の防止と環境保全……………148

1. 公害の発生……………148

2. 公害の防止……………150

テーマ学習 水俣病……………151

3. ごみ問題のリサイクル……………152

4. 自然環境の保全……………152

第6節 こんにちの消費者問題……………153

1. おびやかされる消費者……………153

2. 消費者保護と消費者行政…………… 156

第7節 社会保障と福祉社会 …………… 158

1. 社会保障の発展と日本の社会保障制度…………… 159

2. 日本の社会保険制度…………… 160

3. 日本の公的扶助(生活保護)…………… 162

4. 日本の社会福祉…………… 163

テーマ学習 介護保険…………… 164

第3編 経済 用語解説 …………… 165

第4編 国際社会の動向と日本

第1章 現代の国際政治

第1節 国家と国際政治 …………… 171

1. 国際社会と主権国家…………… 171

2. 国際法…………… 172

テーマ学習 北方領土問題…………… 174

第2節 国際連合の組織と役割 …………… 175

1. 集団安全保障体制へ…………… 176

2. 国際連盟から国際連合へ…………… 177

3. 国連のあゆみと活動…………… 179

4. 国連の平和維持活動…………… 180

5. 国連が直面する問題…………… 181

第3節 第2次世界大戦後の国際政治 …………… 182

1. 戦後国際政治の流れ…………… 183

テーマ学習 冷戦下の熱戦…………… 185

2. 「マルタ」以後…………… 186

3. 新しい国際秩序を求めて…………… 187

4. 第三世界の動向…………… 188

第4節 地域紛争と民族問題 …………… 189

1. 民族問題と人種問題…………… 189

2. 世界の地域紛争…………… 190

テーマ学習 パレスチナ問題…………… 192

テーマ学習 ゲルジア紛争…………… 194

3. 世界の難民問題…………… 195

第5節 核兵器と軍縮問題 …………… 196

1. 軍拡と軍縮…………… 197

2. 核兵器問題の現状…………… 199

テーマ学習 NPT無視、進む核拡散…………… 200

第2章 現代の国際経済

第1節 国際経済のしくみ …………… 201

1. 国際分業と貿易…………… 202

2. 国際収支と国際取引の決済…………… 203

3. 国際経済の枠組み…………… 204

第2節 貿易の拡大と経済摩擦 …………… 206

1. 国際経済における日本…………… 207

2. 貿易摩擦と経済摩擦…………… 208

第3節 経済体制の変容 …………… 209

1. 資本主義経済と社会主義経済…………… 210

2. 地域経済統合…………… 212

第4節 南北問題と国際協力 …………… 214

1. 南北問題と南南問題…………… 215

2. 累積債務問題…………… 217

3. 日本の政府開発援助(ODA)…………… 217

4. 草の根の経済協力…………… 220

第4編 国際 用語解説 …………… 221

第5編 現代の社会生活と青年

第1章 現代社会の特質

第1節 大衆社会 …………… 226

1. 大衆社会のなりたち…………… 226

2. 日本の大衆社会状況…………… 228

第2節 少子高齢社会 …………… 229

1. 少子高齢社会の現状…………… 229

2. これからの家族…………… 231

第3節 高度情報社会 …………… 232

1. 情報化の進展…………… 232

2. 情報化社会を生きる…………… 234

第4節 国際化の時代 …………… 235

1. 国際化の現状…………… 235

テーマ学習 外国人労働者を受け入れるべきか…………… 237

第2章 青年期の課題

第1節 青年期の意義と課題 …………… 238

1. 青年期の意味…………… 238

2. 現代の青年期…………… 240

3. 青年期を生きる…………… 241

テーマ学習 心の四つの窓…………… 242

第2節 自己実現と社会参加 …………… 243

1. 進路を考える時期…………… 243

2. 変化の激しい社会のなかで…………… 244

3. 男女共同参画社会の実現に向けて…………… 245

第5編 社会・青年 用語解説 …………… 246

法令

① 日本国憲法…………… 249

② 大日本帝国憲法…………… 270

③ 世界人権宣言…………… 270

④ 国際人権規約…………… 270

⑤ 女子差別撤廃条約…………… 271

⑥ ポツダム宣言…………… 271

⑦ 自衛隊法…………… 271

⑧ 日米安全保障条約…………… 271

⑨ 地方自治法…………… 272

⑩ 教育基本法…………… 272

⑪ 労働基準法…………… 273

⑫ 労働組合法…………… 274

⑬ 労働関係調整法…………… 275

⑭ 環境基本法…………… 275

⑮ 国際連合憲章…………… 276

⑯ 日本国との平和条約…………… 276

⑰ 学校教育法…………… 277

⑱ 少年法…………… 277

小論文

小論文の書き方…………… 278

付録

① 世界の主要国…………… 282

② 主要国の元首・首相…………… 284

③ 各種単位の比較…………… 284

④ 各国通貨の円換算表…………… 284

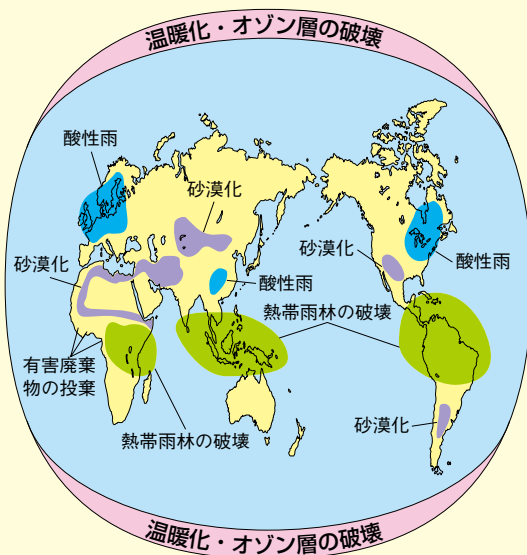


地球環境の悪化が急速に進んでいる。これらの問題は、国境を越えて全地球的規模で被害を生じさせる。その点で、一国内で解決されてきた公害問題とは異なる。人類全体で解決に取り組むことが求められている。

宇宙から見た地球と月

1 地球環境問題

◆地球環境問題の広がり



(『エネルギー'95』電力新報社)

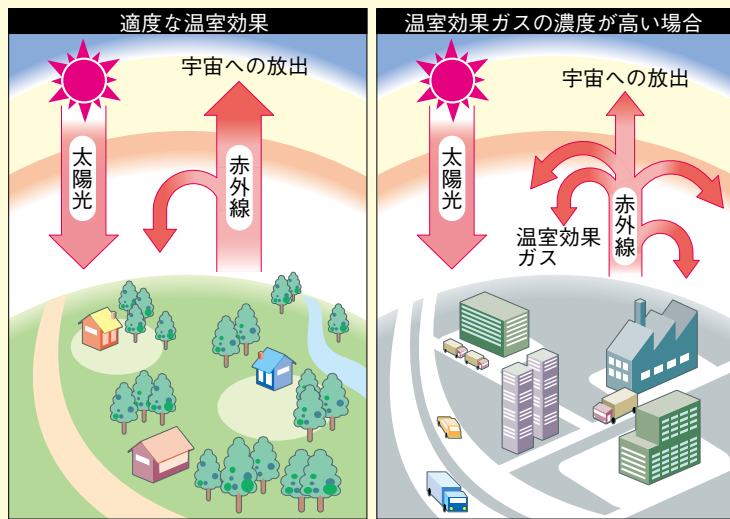
↑温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨は、地球全体の気候や生態系に大きな影響を与える。

◆主な地球環境問題

地球温暖化	化石燃料の大量消費やフロンの使用などによって地球の平均気温が上昇している。気温の上昇は降水パターンの変化など異常気象を引き起こしている。
オゾン層破壊	フロンやハロンの大気中への放出によってオゾン層が破壊され、有害紫外線が増大し人の健康や生態系に悪影響が懸念されている。
酸性雨	硫酸化合物や窒素化合物などにより、酸性の強い降雨がみられ、各地で森林の荒廃や湖沼などの生態系の破壊がみられる。
熱帯林の減少	過度の森林伐採や焼き畑などにより、熱帯林が減少している。気候の変化や大気中の二酸化炭素の濃度を上昇させる原因となる。
砂漠化	過度の放牧や焼き畑、異常気象などによって地表の砂漠化が進んでいる。気候の変化や食料生産の減少につながる。
野生生物種の減少	熱帯林の減少などの野生生物の生息環境の悪化や乱獲などにより野生の動植物の種が絶滅あるいは減少している。生態系の変化や遺伝子の喪失が心配されている。

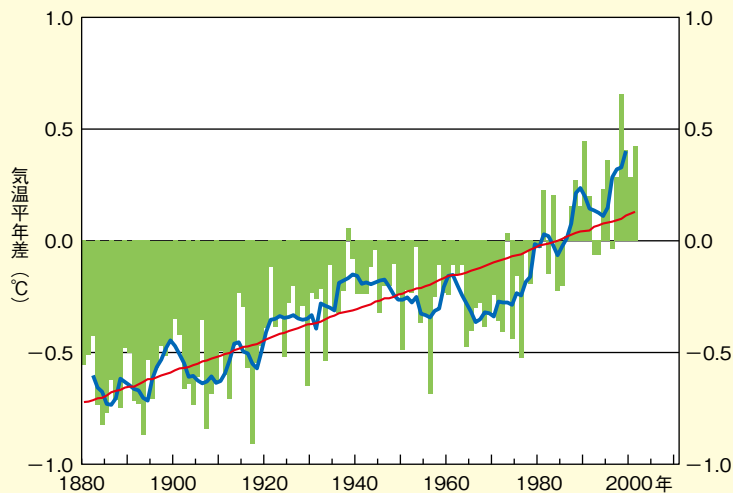
① なぜ地球は温暖化するのか

地球が温暖化しているのは、地表から宇宙空間へ放出される熱が少なくなっていて、地球の表面にこもるからだといわれる。主な原因として、大気に含まれる二酸化炭素(CO₂)、メタン、フロンなどの温室効果ガスによる影響があげられる。なかでもCO₂の影響が最も大きいといわれる。CO₂の量が多くなった大気は、地表から放出される赤外線をよく吸収するようになる。そのため、赤外線は宇宙空間に放出される量が少なくなり、大気中に吸収され、その結果として気温が高くなる。こうして地球は、大気中のCO₂の濃度が高くなるにつれて、温暖化が進むのである。



↑温室効果のしくみ

② 世界の年平均気温の変化・1880年～2001年 (『環境白書』平成14年版)

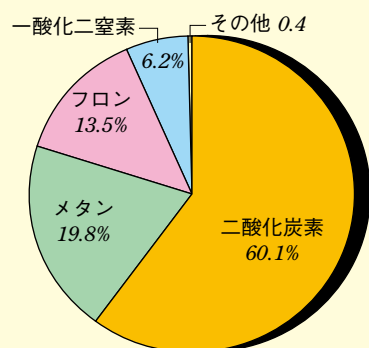


注：棒グラフは各年の値。青い線は各年の値の5年移動平均を、赤い線は長期傾向を示す

図は世界の約120年間の地上気温の推移である。世界の気温は20世紀中に0.6℃の上昇があり、この上昇は、人為的な大気中のCO₂濃度などの増加によると考えられている。気温の上昇率は南半球に比べて北半球の方が大きい。

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の報告では1990年から2100年までの全地球地上気温の上昇は、1.4～5.8℃と予測されている。なお、1998年の年平均差0.7℃の上昇は、エルニーニョ現象による影響も大きいといわれている。

③ 気温上昇への温室効果ガスの寄与度



(産業革命以降、人為的に排出された温室効果ガスによる地球温暖化への直接的寄与度(1998年現在)。

(『環境白書』平成18年版)

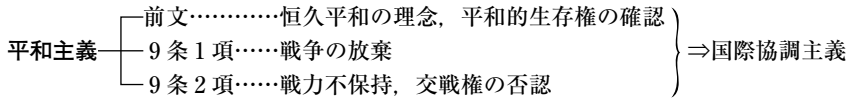
④ 割れて崩壊しつつある南極の棚氷



第4節 平和主義と日本の安全保障

要 点 整 理

1. 平和主義と憲法第9条

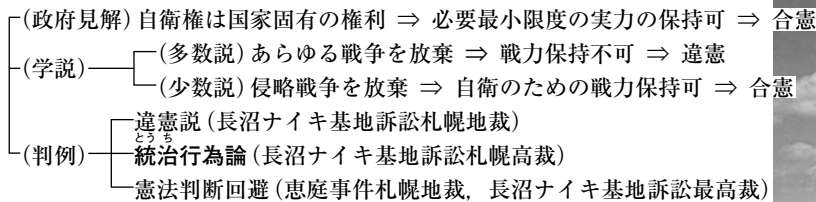


2. 日本の防衛と日米安保

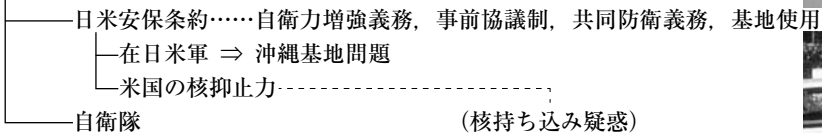
自衛隊と第9条

- 再軍備と自衛隊の成立<時代背景>米ソ対立，朝鮮戦争勃発(1950.6)
 - (1950) 警察予備隊創設 ← 米国の対日占領政策の変化(非軍事化から再軍備へ)
 - (1951) サンフランシスコ講和条約調印 ⇒ 日本独立
 - ↓
 - 日米安全保障条約調印 ⇒ 米軍の駐留を認め，基地を提供
 - (1952) 保安隊発足…「近代戦遂行能力なし，違憲ではない」(内閣統一見解)
 - ↓
 - (1953) 池田・ロバートソン会談 (1954) MSA 協定
 - (1954) 自衛隊発足・防衛庁創設(→2007，防衛省へ昇格)

② 自衛隊の合憲違憲問題



日本の安全保障政策……有事の際は日本と米軍の共同作戦で対処する



日本の防衛指針

- 非核三原則……核兵器は，持たず，作らず，持ち込まさず(1971国会決議)
- 文民統制(シビリアン・コントロール)……自衛隊の最終的指揮権は文民にある
- 専守防衛……敵の攻撃に対処するだけ ⇒ 侵略可能兵器の不保持
- 武器輸出三原則……武器の輸出を全面的に禁ずる

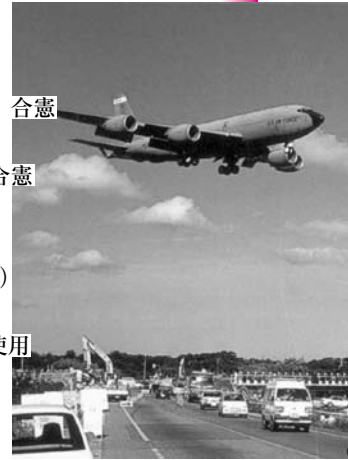
3. 冷戦後の安全保障

日米安保体制の変遷

- (1960) 安保条約改訂，日米地位協定調印…米国の日本防衛義務明確化
- (1978) ガイドライン合意……日本有事の際，攻撃は米国，日本は防衛の役割分担
- (1979) 思いやり予算計上……米軍駐留経費への財政支援開始
- (1989) 米ソ冷戦終結 ⇒ (1991) ソ連崩壊 (1991) 湾岸戦争 ⇒ 国際貢献論
- (1992) PKO 協力法成立……国連 PKO にともなう自衛隊海外派遣が可能に！
- (1992～) カンボジア，モザンビークなどへ自衛隊の海外派遣
- (1997) 新ガイドライン合意……日米の防衛協力の範囲拡大
- (1999) ガイドライン関連法成立……日本領域外での米軍支援活動が可能に！
- ⇒ 集団的自衛権の行使(憲法解釈上不可)
- (2003) 有事関連3法成立(武力攻撃排除に重点) → (04) 有事関連7法成立(国民保護の枠組み)

広がる自衛隊の活動

- (2001) テロ対策特別措置法……米軍によるアフガン・テロ組織掃討作戦を支援
- (2003) イラク復興支援特別措置法……イラクの戦後復興支援，自衛隊のイラク派遣を可能にした



▲ 国道の上を低空で飛行する米軍機 (沖縄)

テーマ学習 企業

新「会社法」が成立

新しい会社の枠組み 会社組織の枠組みを定める新「会社法」が成立した。骨格はどれも同じだった株式会社は、有限会社に似たシンプルな形が基本になり、規模の拡大や株主の広がりに応じて仕組みが複雑になる。企業グループの再編も容易になるほか、多様化する事業の受け皿として新たに「合同会社」もスタートした。

有限会社を廃止

企業活動の複雑化に対応して、多様な会社のあり方を認める内容の新しい「会社法」が成立した。起業から組織再編、敵対的買収への対応まで、機動的な経営が可能になる半面、株主の権利保護や株主による経営監視の側面からは懸念材料も残る改正となった。法律は、終戦直後に大改正された商法や戦前にできた有限会社法など、会社制度にかかわる法律を抜本的に見直し、わかりやすく一つにまとめた。この10年間、経済界の要望などを受け、経営手段の多様化やグループ経営の効率化などのため毎年のようにつぎはぎで行われてきた商法改正の集大成とも言える。……

法律は、有限会社制度を廃止し、株式会社を一本化。会社設立時に必要な最低資本金制度を廃止して、特例措置だった「1円会社」を認める。

また、株主総会での決議がなくても取締役会決議だけでできる簡易合併・分割の基準を緩和。株主への配当を年に何回するかなども自由化する。

さらに、敵対的な企業買収への防衛策も強化。買収者が現れた時点で他の株主の議決権を大幅に増やして買収を妨害する「ポイズンピル（毒薬条項）」を使いやすくする措置が導入される。

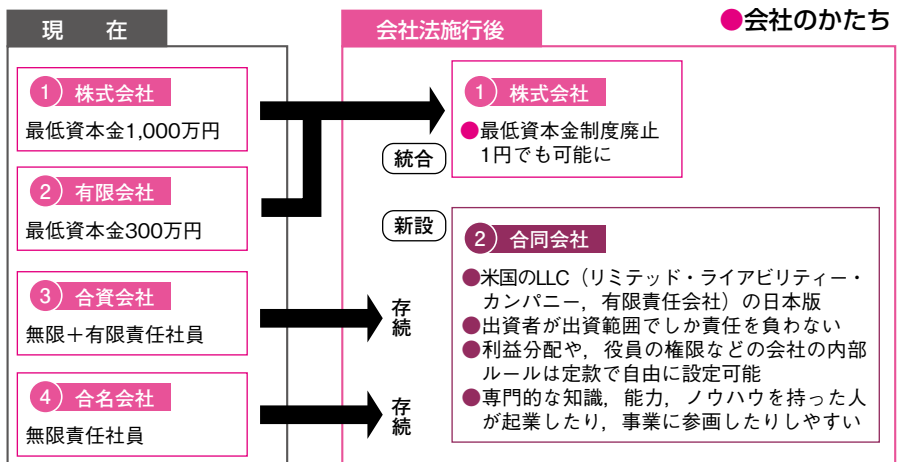
自由度が増した企業の取締役

会社運営の約束事を記しておく定款の重要性も高まった。法律が企業活動の是非を細かく規定するのではなく、取締役が何をできるかなどについて「定款自治」を広く認める。株主が自ら総会でどのような定款をつくりあげることが会社のあり方を決めることになる。株主の最終的なチェック手段である株主代表訴訟については、持ち株会社など親会社の株主が子会社の役員の責任を追及できる条項は盛り込まれなかった。

また、少数株主から会社側が株式を買い取り、株主の地位を退いてもらう道も広がったため、少数株主の保護が不十分になるおそれ指摘されている。

また、少数株主から会社側が株式を買い取り、株主の地位を退いてもらう道も広がったため、少数株主の保護が不十分になるおそれ指摘されている。

〔朝日新聞〕2005.6.29



■新会社法のポイント■

●有限会社を株式会社に一本化

株式会社は、全株式に譲渡制限がかかり、有限会社と似た「株式譲渡制限会社」と、自由に譲渡できる株式が一部でもある「公開会社」の2種類に分かれる。有限会社は新設できなくなるが、名前を変えずに事業を続けられる。

●合併など再編を簡単に

合併相手の規模により総会決議などを要する条件を大幅に緩和。子会社の合併でも省略できる。

●三角合併、交付金合併

07年春から、子会社が合併するときに親会社の株を見返りとして渡せる三角合併が可能になる。株の代わりに現金を渡す交付金合併も同様に解禁される。

●「合同会社」の新設

株式会社と同様に有限責任の社員（出資者）だけで作れ、貢献に応じて配当比率を決められるなど、自由な経営ができる。

●最低資本金制度の撤廃

株式会社で1千万円とされる最低資本金制度がなくなる。代わりに、純資産300万円未満の会社は配当できなくなる。

●株券不発行

定款であえて発行を決めない限り、株券の発行はできなくなる。

●株主への配当の時期

従来だと利益配当が期末と中間の2回であったが、剰余金の配当という形に改まる。定款で決めると四半期や毎月の配当も可能になる。